

岩手県国民保護計画（原案）の概要

第1編 総則

本計画を、県が実施する国民保護措置の全体像を示すものとして位置づけ、具体的な運用に当たっては、マニュアル等を作成し対応する。

本計画には、市町村及び指定地方公共機関がそれぞれの計画を作成する際の基準となるべき事項も定める。

本県のもつ地理的特徴のうち、以下の点に配慮する。

県として日本最大の面積を有していることから、避難時における移動距離や移動時間に配慮する。

中山間地域が県土の約8割近くを占めていることから、情報や避難路の途絶による集落の孤立化防止に配慮する。

冬期間の寒さや積雪、避難路の凍結などが避難や救援にあたり大きな障害となることから、避難経路や避難手段の決定、避難時間の見積もりなどに配慮する。

約700キロメートルの長い海岸によって太平洋に面し、海岸段丘やリアス式海岸といったゲリラや特殊部隊等の潜入には適した地形を有していることから、適切な対処について配慮する。

第2編 平時における備え

事態認定前の緊急事態に対しては、24時間危機管理警戒体制により初動対応することとし、速やかに岩手県 事故（事件）対策本部及び岩手県テロ災害対策本部を設置することにより初動体制を確立する。

平時から準備しておくこととして、以下の内容や方法を記載した。

警報を伝達する大規模集客施設等の把握、モデル避難実施要領の作成支援、運送事業者の輸送力・輸送施設の把握、避難施設の指定、生活関連等施設の把握

県が備蓄すべき物資及び資材については、原則として防災のための備蓄と相互に兼ねるとともに、流通備蓄を利用した物資調達などに努めるものとするが、長期間の避難等に備え、県民自らの備えにも期待するものとした。

訓練においては、客観的な評価を行い、課題等を明らかにすることにより、計画やマニュアル等の見直しに反映させる。

第3編 武力攻撃事態等への対処

県対策本部は、県、市町村、指定公共機関等が実施する国民保護措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

県及び市町村等は、必要があると認める場合には、住民等に対し、必要な援助についての協力を要請することができる。

避難の指示は、県対策本部内に集約された情報をもとに、要避難地域の住民の避難先地域の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し行う。

冬期間及び積雪時における住民の避難については、避難経路や交通手段が限定され

ることから、移動時や救援時において十分に配慮する。

中山間地域など交通手段等が限られている地域における住民の避難については、自家用車等を避難手段とすることについても十分に配慮する。

市町村による避難住民の誘導に当たっては、県として状況を的確に把握し、必要に応じて県職員の派遣、食料、飲料水、医療及び情報等の提供など、適切な支援を行う。

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民の輸送及び緊急物資の運送の求めを行う。

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めた場合は、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととしてその内容と期間を通知し、直ちに公示する。

県は、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、電話、インターネットの利用を可能とする通信設備等を避難所に設置する。

大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医療関係者等に対し、医療を行うよう要請する。

県は、救援を行うため必要があると認めるときは、特定物資の所有者に対し、売渡しを要請する。

県は、避難住民等の収容施設を供与し、医療の提供を目的とした臨時の施設を開設するため、土地等を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て使用する。

武力攻撃災害への対処については、国全体の方針に基づき必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、応急措置等を実施する。

県は、危険物質等に関して、既存の法令に基づく規制措置に加えて、緊急に必要な必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害の防止及び防除するため必要な措置を講ずる。

県は、NBC攻撃による汚染が生じた場合、それぞれの汚染原因に応じて、国との連携のもと、措置に当たる要員に防護措置を講じたうえで、適切な措置を実施する。

県は、武力攻撃原子力災害が起きた場合、原子力事業者及び隣接県からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

県は、保健衛生の確保、廃棄物の処理、文化財の保護、動物の保護等に関する配慮を実施するほか、生活関連物資等の価格の安定、避難住民等の生活安定、生活基盤等の確保のために必要な措置を講ずる。

第4編 復旧等

県は、その管理する施設及び設備について、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

県は、武力攻撃事態等の終了後における武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

県は、国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理する。